Ｄ－ＮＥＴサービス利用規定

2014/10/01 発行

第１条（利用規定の適用）

本利用規定は、株式会社 イニタウト ジャパン（以下「INIT」といいます。）が提供する電子商取引システム「Ｄ－ＮＥＴ」のサービスを希望する者（以下「貴社」といいます。）に対して提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）について、定めたものです。INIT は、本利用規定を遵守することを条件として、貴社に対して本サービスを提供します。

第２条（利用規定の変更）

INIT は貴社の承認を得ることなく、この利用規定を変更することができます。このとき、INIT は貴社に対して、変更された規定（以下「変更規定」といいます。）の発効する２ヶ月前までにこれを開示するものとします。

２．変更規定の発効日までに、貴社が特段の意思表示をしない場合は、貴社は変更規定が適用されることに合意したものとみなします。貴社が変更規定の適用に合意しない場合は、貴社の希望により、本サービスの利用契約を解除することができます。

第３条（利用契約）

貴社が本サービスの利用を希望する場合は、INIT 所定の申込書を INIT に提出するものとします。申込書の記載にあたっては、必要箇所全てを記載しなければならず、また、虚偽の事実を記載してはなりません。INIT が当該申込を書面により承諾したときに、本サービスの利用契約が成立します。

２．前項の申込書を INIT に提出した場合、別途書面により INIT に通知をしない限り、貴社は、貴社が申込書に記載したテスト開始希望日から INIT の営業年度末（３月３１日）までの本サービスの利用を希望しているものとみなします。

３．本サービスの利用契約の期間が満了する１ヶ月前までに、貴社又は INIT から文書による変更・解約の申し出のないときは、本契約と同一条件で更に１年間継続するものとし、その後もこの例によるものとします。

第４条（申込内容の変更）

申込書に記載した内容（申請者の氏名、住所、メールアドレス、設備の設置場所、設備の種類等）が変更または追加になった場合は、当該変更または追加に係る事項を記載した INIT 所定の申込書を再度 INIT に提出しなければいけません。

第５条（本サービスの内容）
本サービスの内容は、別紙１に記載される「Ｄ－ＮＥＴサービスの内容」の通りとします。

第６条（設備の整備等）
貴社は、本サービスを利用するにあたり、次の各号所定の事項を自己の費用と責任において行うものとします。
（１）別紙５「ご準備頂く事項」に記載される INIT 所定の環境条件を維持する。
（２）適切な使用方法による使用及び適切な操作をする。
（３）設備の取扱説明書等に記載されている定期的な清掃をする。
（４）設備に異常がある場合には、速やかに INIT に連絡する。

第７条（貴社の協力）
INIT が本サービスを実施するにあたり、貴社は次の通り協力するものとします。
（１）貴社は事前に自己が保持するデータのバックアップをとるものとします。
（２）貴社は INIT の作業に必要な技術資料、INIT からの貸与品などの保管を行なうものとします。
（３）貴社は INIT の作業に必要となる消耗品を提供するものとします。
（４）貴社は INIT が作業を行なうために、貴社の事業所内に立ち入ることを許諾します。
（５）貴社は INIT が作業を行なうために、パスワード、ID の入力作業等、必要な作業を行います。

第８条（電子証明書＜デジタル証明書＞の管理等）
貴社は、本サービスを利用するにあたり、電子証明書＜デジタル証明書＞の取得・設定を行い、「電子証明書の発行・利用・管理に関する規定」を遵守しなければなりません。

第９条（障害発生時の措置）
貴社は、本サービスに障害が生じたときは、直ちにその旨を INIT に通知するものとします。
２．前項の通知があったときは、INIT はその原因調査を行なうものとします。但し、当該障害が、貴社の責に帰すべき事由により生じたときは、当該障害の調査及び修理に要した費用は、貴社に負担していただきます。

第１０条（本サービスの中断）
INIT は、次に該当する場合には、貴社に事前の連絡をすることなく、一時的に本サービスを中断することがあります。
（１）INIT の有するシステム、通信設備等の保守を定期的もしくは緊急に行なう場合、またはこれらの工事のためやむを得ない場合。
（２）INIT の有するシステム、通信設備等に障害が発生した場合。

（３）火災、地震、洪水、停電等、INIT の管理不可能な事象により本サービスの提供ができなくなった場合。
（４）その他、運営上、技術的に当社が本サービスの一時的な中断を必要と判断した場合

第１１条（提供終了）
INIT は、当社の事情によりやむを得ない場合には、本サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。

第１２条（責任の範囲）
第１０条にいう本サービスの中断が発生した場合（但し、第１０条第３号に該当する場合は除きます。）は、当該中断時間が INIT の２営業日を超えた場合に限り、貴社は、中断されたサービスの料金のうち、当該中断時間に応じた金額の払い戻しを請求することができます。このとき、本サービスの中断に基づく払い戻し金額は、中断した本サービスの月額料金を上限とします。但し、本サービスの中断が１ヶ月を超える場合は、この限りではありません。
２．第１１条の規定にいう本サービスの全部または一部の提供を終了したとき、または第１７条の規定に基づき、INIT の責に帰すべき事由により、本サービスの利用契約を解除することとなったときは、INIT は、貴社に対して未提供の本サービスに対する料金を既に受領している場合に限り、これを払い戻しするものとします。
３．本サービスの作業実施中、INIT が貴社の有する設備に損傷を与えた場合は、INIT の責任において当該設備を復旧するものとします。但し、貴社の保持するデータの消失、その他の派生的損害に対しては、INIT は、一切その責任を負わないものとします。
４．前項の場合における損害賠償の範囲は、貴社に現実に発生した通常損害とし、かつ、損害が発生する原因となった本サービスの料金（出張技術サービスに起因する場合は、当該サービスの料金、運用支援サービスに起因する場合は、１ヶ月分の当該サービス料金）の範囲内とします。
５．第１０条第３号に該当し、本サービスを提供できなかったときは、INIT は、一切その責を負わないものとします。
６．INIT は本条に規定される場合を除き､貴社が本サービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません。）について、その損害を賠償する責を負うものではなく、また、本サービスに関して、払い戻しを行なうものではありません。

第１３条（料金及び支払方法）
本サービスの料金（以下「本サービス料金」といいます）は、別紙２に記載の「Ｄ－ＮＥＴサービス料金表」の通りとします。また、本サービス料金の支払方法は、別紙３に記載の「Ｄ－ＮＥＴサービス料金の支払方法」の通りとします。

第１４条（延滞利息）
貴社が本サービス料金、またはその他の債務を支払期日が経過してもなお支払わない場合は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を、INIT に対して支払うものとします。

第１５条（再委託）
INIT は、本サービスの提供に係る業務の全部または一部を再委託することができるものとします。但し、INIT は当該再委託先がなした本サービスにつき、貴社の責に帰すべき事由を除き、責任を負うものとします。

第１６条（秘密保持）
本サービスの提供に関連して知り得た相手方の秘密情報については、秘密に保持するものとし、第三者に開示、または漏洩してはなりません。但し、INIT が電子証明書の発行機関及び第１５条に定める再委託先に対し、本サービスの遂行上必要な範囲で貴社の秘密情報を開示することは許諾されているものとします。

第１７条(解除)
貴社は、INIT に対し、解除の日から１ヶ月前までに契約を解除する旨を書面で通知することにより、本サービス利用契約を解除することができます。但し、契約の解除時が月の途中にあたる場合であっても、当該解除月の本サービス料金は、全額支払わなければなりません。
２．前項の規定にかかわらず、貴社と別紙６に記載の「SCREEN グループ」との間で行われる取引が下請代金支払遅延等防止法に定める下請取引に該当する場合は、貴社は本サービス契約を解約する旨を書面で INIT に通知することにより本サービス利用契約を解除することができます。ただし、契約の解除時が月の途中にあたる場合であっても、当該解除月の本サービス料金は、全額支払わなければなりません。
３．INIT 及び貴社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービス契約を直ちに解除することができます。
（１）貴社が本サービスの申込時に虚偽の事項を INIT に通知したことが判明した場合。
（２）貴社が本サービスの料金について、支払期日を経過してもなお支払わない場合。
（３）INIT または貴社がこの利用規定に違反した場合。
（４）INIT 及び貴社の間で締結された「本サービスの利用契約」が相手方の責に帰すべき事由により、解除された場合。
４．前項の規定により本サービスの利用契約が解除された場合、貴社は、本サービスに係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額をただちに支払うものとします。

第１８条（終了後の取り扱い）
本サービスの利用契約が、期間の満了又は契約の解除等により終了した場合は、貴社は本サービスを受けることができません。本サービスの一部として、貴社が電子証明書＜デジタル証明書＞、INIT が貸与したソフトウェア、その他の貸与物件等を利用している場合は、直ちに、当該利用を中止しなければなりません。また、本サービスの遂行にあたって、INIT が貴社に対して貸与している物品等が存在する場合は、貴社は INIT の指示従い、これらを返却又は破棄しなければなりません。

第１９条（権利義務の譲渡の禁止）
貴社は、本サービスに関する権利及び義務の全部または一部を譲渡することができません。

第２０条（協議解決）
本利用規定に関する疑義または本利用規定に定めのない事項については、両者協議して解決するものとします。

第２１条（準拠法）
本規約の準拠法は日本法とします。

第２２条（管轄裁判所）
本サービスに関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、京都地方裁判所とします。

＜別紙１＞Ｄ－ＮＥＴサービスの内容

１．サポート作業

（１）初期立上げ支援

・ＣＥＩＤ又はＤＮＥＴＳＫの単体ＰＣでの初期標準設定、動作確認
・基本オペレーション説明
・追加現地作業－ＰＣトラブル等によるＣＥＩＤ、ＤＮＥＴＳＫの再設定
・初期立上げ支援での標準以上の追加作業（※）
・その他、取引先様の個別追加要望の対応作業（※）
（※）がついているものについては、INIT が対応可能と判断したものに限ります。

２．運用サポート

（１）Ｗｅｂ型Ｄ－ＮＥＴを利用される場合

・Ｗｅｂ会話アクセス操作等の問合せ対応
・帳票プリンタ出力ＰＤＦデータ変換サービス
・ＥＤＩサーバでの受発注データ管理
・ＥＤＩサーバシステムの運転状況の問合せ対応

（２）ファイル転送型Ｄ－ＮＥＴ（VAN を除く）を利用される場合（仕入先様向ソフト：ＣＥＩＤ，組立先様向ソフト：ＤＮＥＴＳＫ）

・ＣＥＩＤ，ＤＮＥＴＳＫの操作等の問合せ対応
・ＣＥＩＤ，ＤＮＥＴＳＫのバージョンアップ技術支援
・ＥＤＩサーバシステムの運転状況の問合せ対応

（３）Ｄ－ＮＥＴを利用して図面開示を行なう場合

・図面開示サーバのアクセス操作等の問合せ対応
・図面開示サーバシステムの運転状況の問合せ対応
・電子証明書の追加で、複数で同時利用が可能

（４）Ｗｅｂ型Ｄ－ＮＥＴ、ファイル転送型Ｄ－ＮＥＴ（ＣＥＩＤ、ＤＮＥＴＳＫ）、図面開示共通

・電話やメールでの問合せ対応は日本語のみとします。
サポート対応時間についても別紙４「Ｄ－ＮＥＴサービス・サポート体制」に記載される時間内とします（記載されている時間は日本時間）。

※なお、海外向けにはＷｅｂ型Ｄ－ＮＥＴ以外は導入できません。

３．Ｄ―ＮＥＴ対応言語

・Ｗｅｂ型Ｄ－ＮＥＴ、ファイル転送型Ｄ－ＮＥＴ（ＣＥＩＤ、ＤＮＥＴＳＫ）はいずれも日本語版のみです。多言語については対応されておりません。
動作環境については別紙５「ご準備頂く事項」に記載される通りとします。

＜別紙２＞Ｄ－ＮＥＴサービス料金表

１．サポート作業

（１）現地作業：作業基本料＋技術工料＋出張費

・作業基本料：**¥5,000**

・技術工料：**¥5,000 / 30 分単位**（現地実作業時間）

（２）出張費：距離区分に応じた出張費＋宿泊出張費

・宿泊出張費：**¥10,000/泊**

・距離区分

片道距離（Km）	出張費(円)
0～ 20	**0**
20～ 40	**5,000**
40～ 60	**10,000**
60～ 80	**15,000**
80～100	**20,000**
100～140	**24,000**
140～180	**28,000**
180～220	**33,000**
220～260	**38,000**
260～300	**43,000**
300～400	**51,000**
400～500	**59,000**
500～	**別途設定**

※その他、サポート作業の際に実費が発生した場合は、当該実費も併せて請求致します。

２．運用サポート

（１）初期登録料： **初回¥3,000**

※本サービスをご契約されていない場合、当料金を適用します。

（２）登録追加変更料： **¥1,500/回**

※本サービスをご契約されている場合、当料金を適用します。

（３）Ｗｅｂ型： **月額¥500/アカウント**

※アカウントのご使用数に応じて料金を決定します。

（４）ファイル転送型（ＣＥＩＤ又はＤＮＥＴＳＫ）

①ファイル転送型の１契約目　　： **月額¥6,500**

②ファイル転送型の２契約目以降： **月額¥2,500/契約**

（５）図面開示： **月額¥4,500/社**

※合計費用の計算例は次ページをご参照ください

３．合計費用の計算例

（１）仕入先様でSCREENグループ用サイトの１アカウントに対して、
Ｗｅｂ型を**新規**でご契約される場合
・運用サポート月額：　¥500
⇒Ｗｅｂ型（¥500）×1アカウント
・初期登録料　　：¥3,000

（２）例（１）のお客様がテックインテック用サイトの１アカウントに対して、
Ｗｅｂ型を**追加**でご契約される場合
・運用サポート月額：¥1,000
⇒Ｗｅｂ型（¥500）×2アカウント
・登録追加変更料　：¥ 1,500

（３）組立先様でSCREENグループ用サイトの１アカウントに対して、
ＤＮＥＴＳＫ・図面開示を**新規**でご契約される場合
・運用サポート月額：¥11,000
⇒ファイル転送型1契約目（¥6,500）＋図面開示（¥4,500）
・初期登録料　　：¥3,000

（４）例（３）のお客様がテックインテック用サイトの１アカウントに対して、
ＤＮＥＴＳＫを**追加**でご契約される場合
・運用サポート月額：¥13,500
⇒ファイル転送型1契約目（¥6,500）
＋ファイル転送型2契約目以降(¥2,500)×1 ＋ 図面開示(¥4,500)
・登録追加変更料　：¥1,500

（５）組立先様でSCREENグループ用サイトの１アカウントに対して、
ＤＮＥＴＳＫ・ＣＥＩＤ・図面開示を**新規**でご契約される場合
・運用サポート月額：¥13,500
⇒ファイル転送型1契約目（¥6,500）
＋ファイル転送型2契約目以降(¥2,500)×1 ＋ 図面開示(¥4,500)
・初期登録料　　：¥3,000

（６）例（５）のお客様がテックインテックの１アカウントに対して、
ＤＮＥＴＳＫ・ＣＥＩＤを**追加**でご契約される場合
・運用サポート月額：¥18,500
⇒ファイル転送型1契約目（¥6,500）
＋ファイル転送型2契約目以降(¥2,500)×3 ＋ 図面開示(¥4,500)
・登録追加変更料　：¥1,500

※Ｄ－ＮＥＴサービス料金についてご質問がございましたら、
Ｄ－ＮＥＴサポート窓口までお問合せください。

＜別紙３＞Ｄ－ＮＥＴサービス料金の支払方法等注意点

１．毎月２０日時点で本サービスが開始されている場合は、本サービスの利用の日数に関わらず、１ヶ月分を請求致します。
２．システムインストール時にお渡しいたします、Ｄ－ＮＥＴサービス申込内容の確認書の利用開始日よりＤ－ＮＥＴサービス利用規定のサービス内容、料金等を適用致します。
３．サービス利用料金の支払方法は、以下のいずれかを選択していただきます。

・ご指定口座自動引落

①「INIT 営業年度半期分（９月末、３月末）の費用を後払いご指定口座引落し」

注１．自動引落しのご指定口座は殆どの国内の銀行と郵便局に対応しております。

注２．貴社の責に帰すべき事由によって D-NET サービスを半期途中で解除される場合、解除月までの利用料金をお支払い頂きます。また解除月の扱いは第 17 条の規定に従います。

注３．半期末締め翌月初旬請求翌々月３日ご指定口座引落となります。

注４．引落し手数料は INIT が負担します。

・銀行口座振込み・・以下の２種類ございます。

②「INIT 営業年度半期末（９月末、３月末）迄の費用を前払い振込」

③「毎月 20 日締翌月初旬請求末日支払の振込」

注１．下記の INIT 指定銀行口座のみの対応になります。

京都銀行 本店営業部 店番 101 普通預金 3935335 名義人 ｶ)ｲﾆﾀｳﾄｼﾞｬﾊﾟﾝ

りそな銀行（旧大和銀行）京都支店

店番 501 普通預金 4248801 名義人 ｶ)ｲﾆﾀｳﾄｼﾞｬﾊﾟﾝ

注２．貴社の責に帰すべき事由によって D-NET サービスを解除される場合、前払いで支払われた利用料金は残期間の料金を清算し払い戻しいたします。また、解除月の扱いは第 17 条の規定に従います。

４．Ｄ－ＮＥＴサービス申込書を INIT に提出した場合、別途書面により INIT に通知をしない限り、貴社は、貴社が申込書に記載したテスト開始希望日から INIT の営業年度末（３月３１日）までの本サービスの利用を希望しているものとみなします。申込確認書の利用開始日における D-NET サービス利用規定のサービス内容、料金等を適用致します。
５．本サービスの利用契約の期間が満了する１ヶ月前までに、貴社又は INIT から文書による変更・解約の申し出のないときは、本契約と同一条件で更に１年間継続するものとし、その後もこの例によるものとします。
６．変更規定の発効日までに、貴社が特段の意思表示をしない場合は、貴社は変更規定が適用されることに合意したものとみなします。貴社が変更規定の適用に合意しない場合は、貴社の希望により、本サービスの利用契約を解除することができます。

＜別紙４＞Ｄ－ＮＥＴサービス・サポート体制

１．EDI サーバの運転サービス提供時間

・毎週月曜日未明(日曜日深夜)1:30～4:00 の定期保守、別途当社が定める保守時間(取引先様に事前に通知)を除く、1 日 24 時間、1 週 7 日とします。

２．電話問合せの対応時間

・月～金曜日（祝祭日、INIT 休日を除く）9:00～17:45　（日本時間）

３．問合せ先

〒602-8585
京都市上京区堀川通寺之内上る４丁目天神北町１番地の１
株式会社イニタウト ジャパン
Ｄ－ＮＥＴサポート窓口

・E-mail：edi-admin@jp.initout.com
・TEL：075-415-4754
・FAX：075-415-4751

＜別紙５＞ご準備頂く事項（所定の環境条件）

2014 年 10 月現在

取引先様御自身で、インターネット接続・ＰＣ基本設定と運用管理をお願い致します。
Ｄ－ＮＥＴの業務面のシステム支援は、Ｄ－ＮＥＴサポート窓口で承ります。
以下がＰＣ本体等ハードの必要最低限の仕様、必要なソフトウエアです。

項目名	CEID	DNETSK	図面開示	Web 会話型
対応 OS	Windows Vista／7　　※日本語 0S 製品のみ対応 ※64 bit 版 0S は除く			
プロセッサ	Windows Vista：Pentium 1GHz 以上（2GHz 以上を推奨） または同等の互換プロセッサ Windows 7：Pentium4 以上（Core2Duo 以上を推奨） または同等の互換プロセッサ			
メモリ	Windows Vista：1GB 以上（1.5GB 以上を推奨） Windows 7：1GB 以上（1.5GB 以上を推奨） ※より快適な状態で動作させるためには、メモリの増設を推奨します。			
空ﾊｰﾄﾞﾃﾞｨｽｸ容量	300MB 以上 (推奨:1GB 以上)	500MB 以上 (推奨:2GB 以上)	制限無し	10MB 以上
ﾓﾆﾀ解像度	768×1024 以上	制限無し	制限無し	768×1024 以上
ﾊﾞｰｺｰﾄﾞﾘｰﾀﾞ	オプション		不要	
ﾚｰｻﾞﾌﾟﾘﾝﾀ	必要	オプション		必要
ﾃﾞｰﾀﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ装置	オプション		不要	
ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続	必要			
ブラウザ	Internet Explorer 7～9			
ビュア	不要		TIFF ﾌｧｲﾙ ﾋﾞｭｱ	Adobe Reader
E-Mail ソフト	必要			
ｳｲﾙｽ対策ソフト	オプション			

注１．　バーコードリーダは CODE39 対応が必須です。また推奨機種につきましては別途ご相談ください。
　　バーコードリーダは CEID システムでの出荷処理、DNETSK での支給受入処理に利用できます。

注２．　図面開示用プリンタはＡ３対応推奨。

注３．　その他の「必要」、「オプション」扱いになっている項目には仕様、機種等に制限は基本的にございません。ただし、プリンタについては日本語の PDF ファイルが印刷可能な環境が必要になります。

注４．　Web 会話型、CEID、DNETSK とも日本語版のみですので対応 OS は全て日本語版とします。
　　また Web 会話型については Adobe Reader が必要ですが、それについても日本語版とします。
　　（多言語の動作環境では動作保証いたしかねます。）

＜別紙６＞SCREEN グループの定義

本利用規定において「SCREEN グループ」とは以下の各社を指すものとします。

・株式会社 SCREEN セミコンダクターソリューションズ
・株式会社 SCREEN グラフィックアンドプレシジョンソリューションズ
・株式会社 SCREEN ファインテックソリューションズ
・株式会社テックインテック